

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 時間外保育事業

【事業内容】

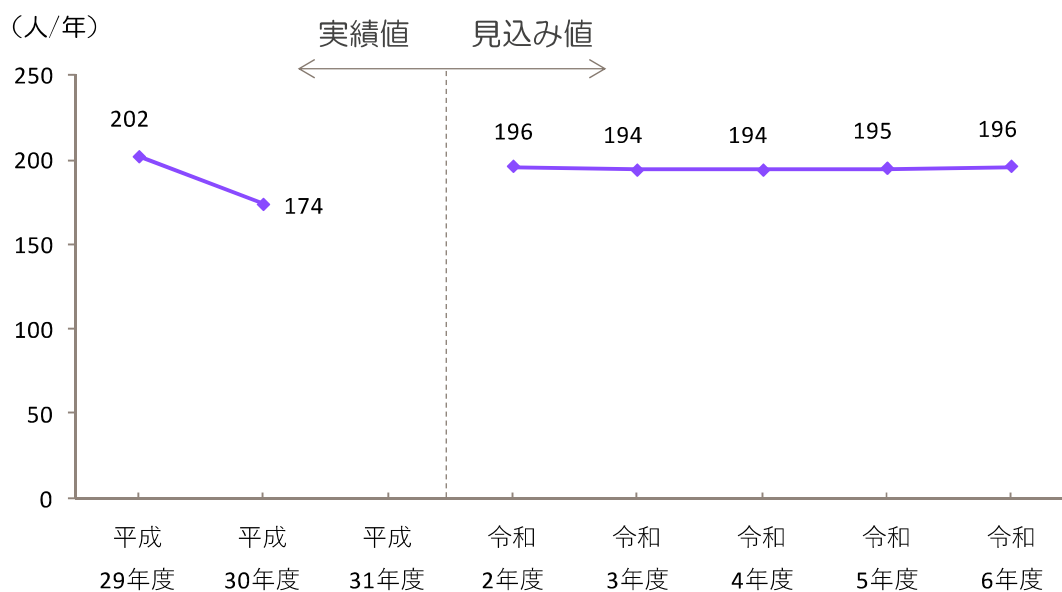
保育認定を受けた子どもについて、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

【現状】

市内13箇所の施設で利用者のニーズに合わせ、11時間を超える延長保育を実施していますが、利用者数の増加により保育士の確保が課題となっています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用者数	136人	151人	202人	174人	—
実施箇所	11箇所	11箇所	11箇所	12箇所	13箇所

【ニーズ量の実績と見込み】



【今後の方向性】

現在の提供体制を維持しながら、保育士の処遇改善や新規資格取得者の確保、就労継続、再就職支援等を図り、保育士の確保に努めます。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		196人	194人	194人	195人	196人
確保 方策	提供量	196人	194人	194人	195人	196人
	実施 箇所数	13箇所	13箇所	13箇所	13箇所	13箇所
過不足 (確保方策-量の見込み)		0	0	0	0	0

(2) 放課後児童健全育成事業

【事業内容】

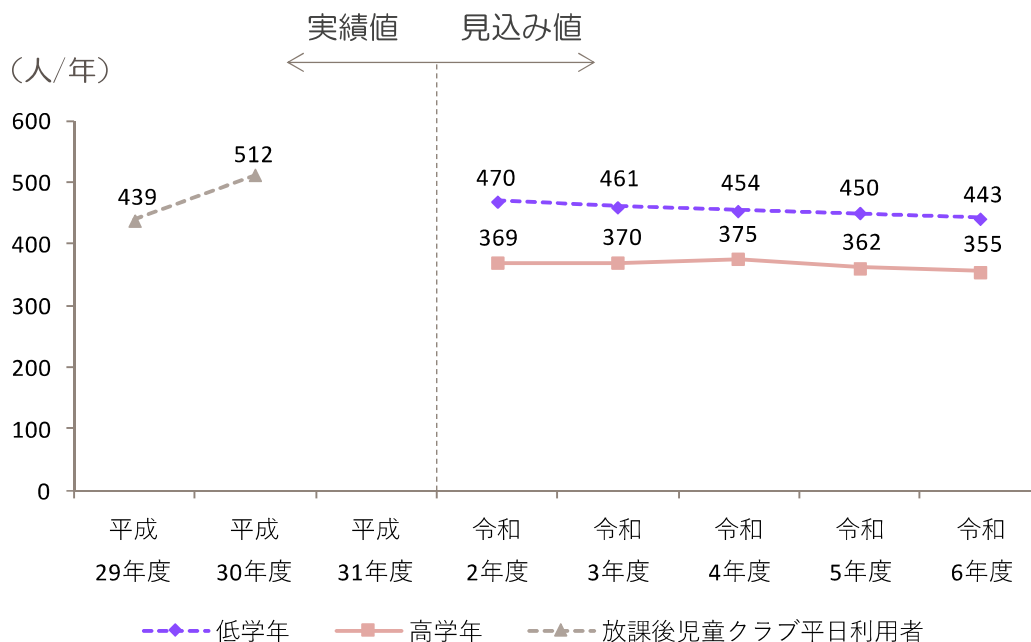
保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休業日にも実施します。

【現状】

市内の小学校に通う1～6年生の児童を対象に実施しています。利用者数は年々増加傾向にあり、増加する需要に対し実施可能な施設の確保や、必要な職員数の確保が難しく、利用希望者全員を受け入れられないという課題があります。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
利用者数	315 人	410 人	439 人	512 人	—

【ニーズ量の実績と見込み】



【今後の方向性】

新施設の設置、タクシー送り届けによる空き施設での他校区児童の受入れ、民間の活用による人員の確保等、受入れ可能人数の増加に向けて検討していきます。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量 の 見 込 み	1 年 生	195 人	191 人	188 人	187 人	184 人
	2 年 生	162 人	159 人	157 人	155 人	153 人
	3 年 生	113 人	111 人	109 人	108 人	106 人
	4 年 生	59 人	64 人	70 人	75 人	81 人
	5 年 生	15 人	16 人	17 人	18 人	20 人
	6 年 生	4 人	4 人	4 人	5 人	5 人
確 保 方 策	提 供 量	548 人	545 人	545 人	548 人	549 人
	実 施 箇 所 数	7 箇所	8 箇所	8 箇所	8 箇所	8 箇所
過 不 足 (確保方策-量の見込み)		0	0	0	0	0

(3) 子育て短期支援事業

【事業内容】

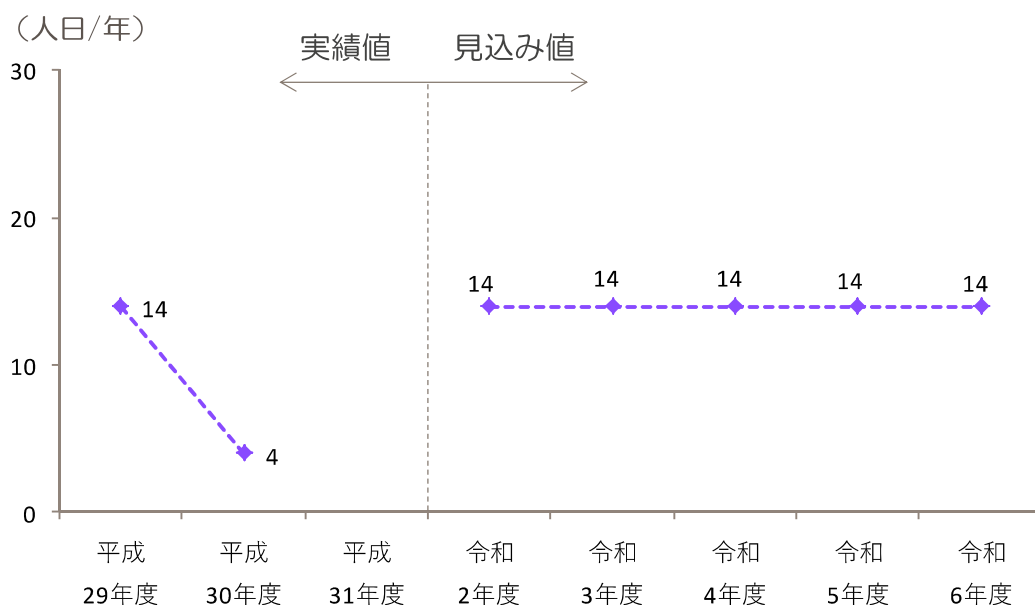
保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童養護施設等で必要な保護を行う事業です。短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

【現状】

核家族化等により、家族や地域から子育てに関する支援が受けられず、夫婦だけで子育てをしなければならない家庭が増加傾向にあり、本事業の利用者の増加に繋がっていると考えられます。また、虐待等要保護家庭の増加で、事業を委託している児童養護施設に入所する児童が増加しているため、本事業の対象児を受け入れてもらうことができない場合があります。そのため、平成 30 年度に新たに 2 施設に委託契約を締結しました。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
延べ利用者	1 人	0 人	14 人	4 人	—
実施箇所数	2 箇所	2 箇所	2 箇所	4 箇所	4 箇所

【二一ズ量の実績と見込み】



【今後の方向性】

事業の委託先を4施設に増やしたことで、今後は対象となる方にはサービスを受けてもらえるように努めます。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		14人	14人	14人	14人	14人
確保 方策	提供量	14人	14人	14人	14人	14人
	実施 箇所数	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所
過不足 (確保方策-量の見込み)		0	0	0	0	0

(4) 地域子育て支援拠点事業

【事業内容】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【現状】

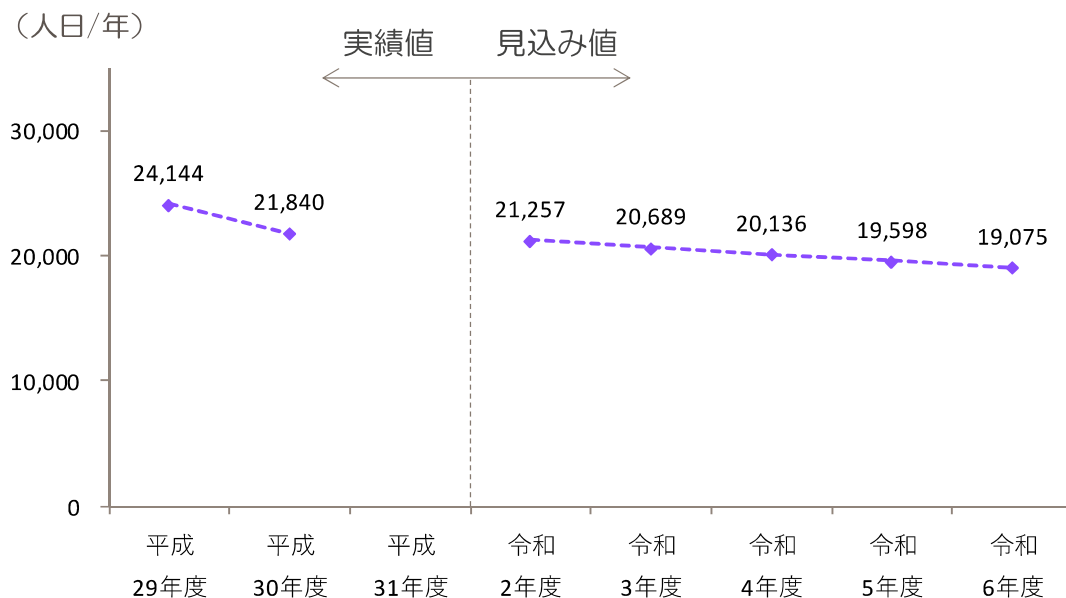
市内に5箇所の施設（公立2箇所、私立3箇所）があり、日々の施設開放や様々な企画を催し、多数の利用者があります。月1回の子育てセミナーも定員を超える応募があり好評を得ています。

保育士が常駐し「遊び相手」「話し相手」になっており、気軽に相談をされるなど信頼を得ています。

一方、支援センターを利用したことがないかたへの周知方法や、継続的な利用に向けた取り組みについて課題が残っています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
延べ利用者	23,688人	28,800人	24,144人	21,840人	—
実施箇所数	5箇所	4箇所	4箇所	4箇所	5箇所

【二歳量の実績と見込み】



【今後の方向性】

親子ふれあい教室などにセンタースタッフが出向き、託児をしながらセンターの紹介をするなど事業の周知に努めます。また、支援センターに対するニーズを把握して、地域のニーズに合った運営に努めます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量 の 見 込 み	21,257 人	20,689 人	20,136 人	19,598 人	19,075 人
確 保 方 策 (実施箇所数)	5 箇所	5 箇所	5 箇所	5 箇所	5 箇所

(5) 一時預かり事業

【事業内容】

通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要請に応じて、希望する者を対象に実施する事業です。

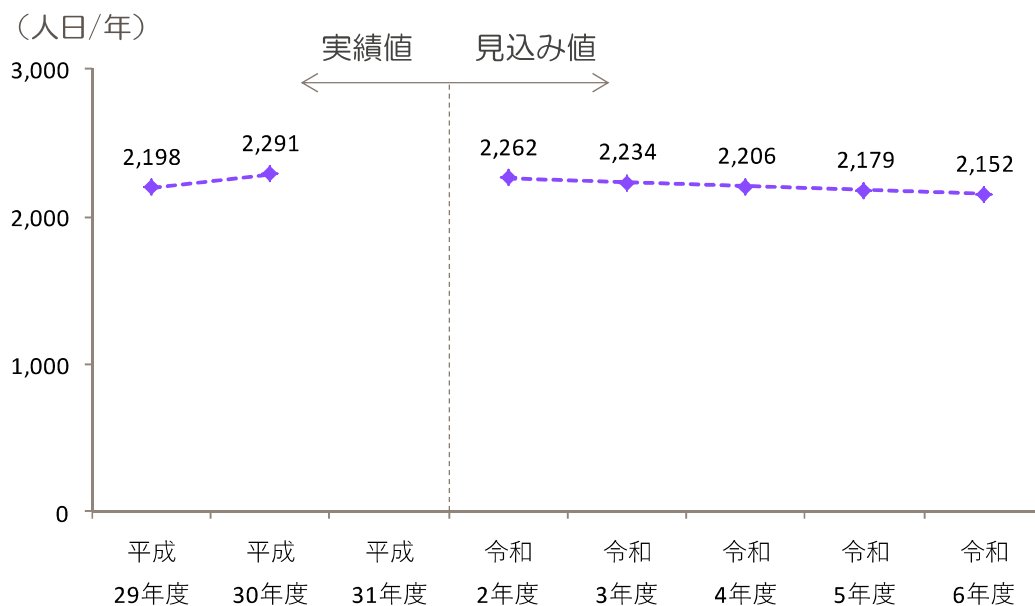
【現状】

市内に5箇所（公立保育所3箇所、私立保育所2箇所）の施設があります。

平成 28 年度以降利用者が減少傾向にあるのは、小規模保育事業の新規開設等による未満児保育利用者数の増加が影響しているものと考えられます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
延べ利用者	2,379 人	2,292 人	2,198 人	2,291 人	—
実施箇所数	4 箇所	4 箇所	4 箇所	4 箇所	5 箇所

【二一ズ量の実績と見込み】



【今後の方向性】

保育施設の整備による未満児保育受入数の増加により、非定型的保育サービス事業としての利用は減少が見込まれますが、リフレッシュ等私的理由によるニーズは依然として高いと考えられ、継続して事業の実施が必要です。特に保護者の傷病等による緊急的利用については柔軟な対応が求められます。そのため利用者のニーズに対応できるよう提供に努めます。

■保育園における一時預かり

(年間)

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量 の 見 込 み			2,262 人日	2,234 人日	2,206 人日	2,179 人日	2,152 人日
確保 方 策	一 時 預 かり	提 供 量	2,112 人日	1,947 人日	1,796 人日	1,656 人日	1,527 人日
		実施箇所数	5 箇所	5 箇所	5 箇所	5 箇所	5 箇所
	ファミリー・ サポート・ センター	提 供 量	0	0	0	0	0
		実施箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	トワイライト ステイ	提 供 量	0	0	0	0	0
		実施箇所数	4 箇所	4 箇所	4 箇所	4 箇所	4 箇所
過 不 足 (確保方策-量の見込み)			0	0	0	0	0

(6) 病児保育事業

【事業内容】

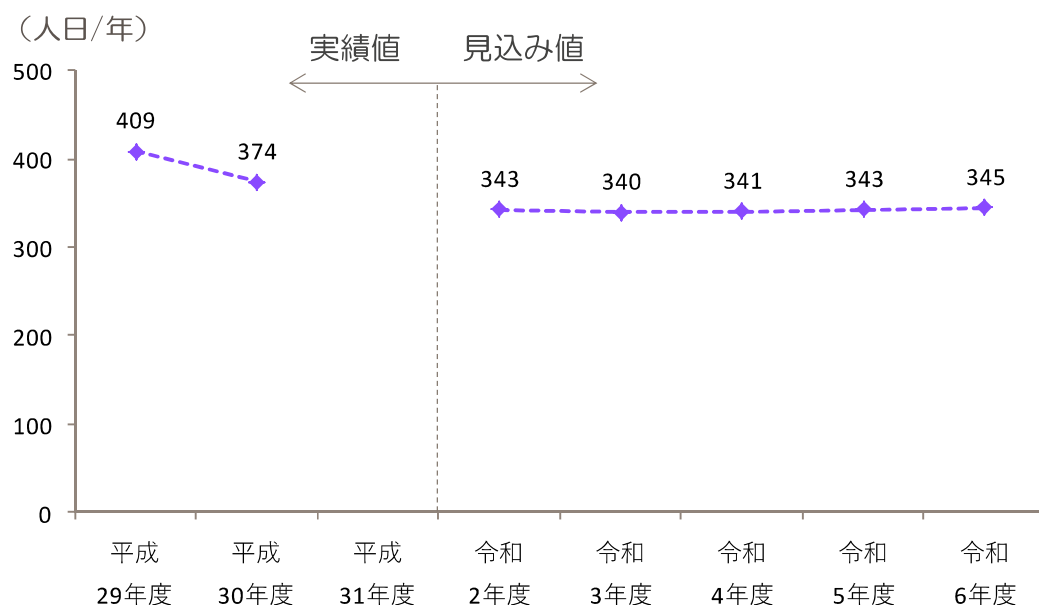
病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設で児童を預かる事業です。

【現状】

市内に病児保育事業の実施事業所がなく、近隣市町との協定により広域利用を実施しています。平成 29 年に海津市、平成 30 年に揖斐川町と新たに協定を締結し、7 市町村 11 施設が利用可能となっています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
延べ利用者	256 人日	339 人日	409 人日	374 人日	—
市内実施箇所数	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所

【二一ズ量の実績と見込み】



【今後の方向性】

保育ニーズの増加に伴い、病児・病後児保育のニーズも今後ますます増加が見込まれます。引き続き保育施設の確保に努めます。

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み			343 人日	340 人日	341 人日	343 人日	345 人日
確保 方策	病児保育 事業	提供量	343 人日	340 人日	341 人日	343 人日	345 人日
		実施箇所数	-	-	-	-	1 箇所
		協定締結 箇所数	11 箇所	11 箇所	11 箇所	11 箇所	11 箇所
	ファミリー・ サポート・ センター	提供量	20 人	20 人	20 人	20 人	20 人
		実施箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
過不足 (確保方策-量の見込み)			0	0	0	0	0

(7) ファミリー・サポート・センター

【事業内容】

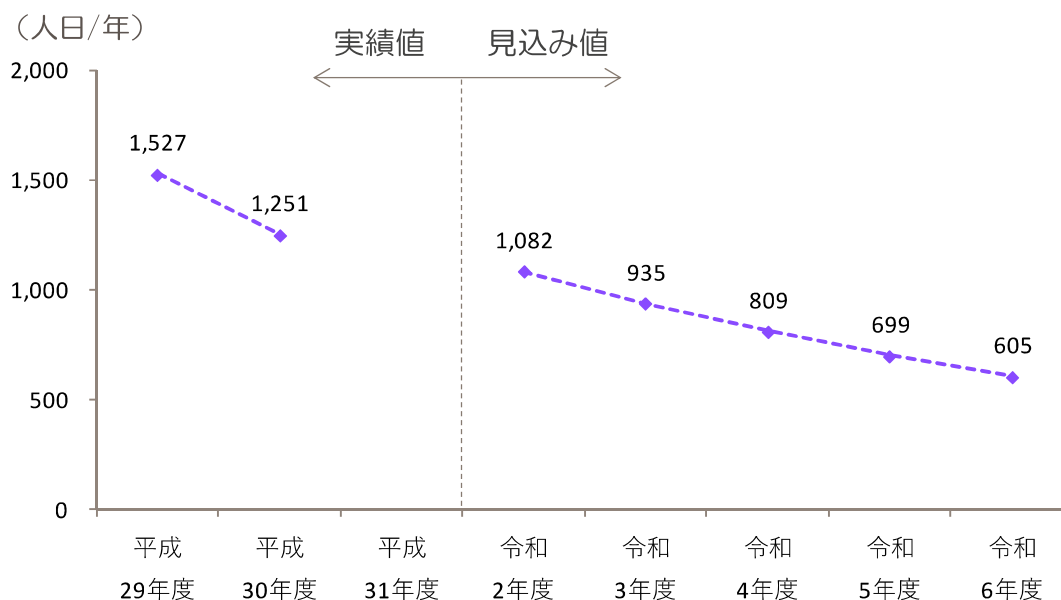
育児の支援を受けたい人が利用会員、育児の支援を行いたい人が提供会員となり、有償で子どもを自宅で預かる相互援助活動組織で、利用会員は概ね小学校6年生までの子どもを持つ保護者です。

【現状】

瑞穂市及び本巣市に在住・在勤のかたを利用会員とし、NPO法人キッズスクエア瑞穂に業務を委託して実施しています。利用希望者に対して提供会員数が少なく、特に、内容が難しいサポートを受けてもらえる提供会員が少ない現状があります。また、利用するには多額の費用がかかるため貧困世帯をサポートできないことが課題となっています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
提 供 会 員	184 人	191 人	205 人	221 人	—
利 用 会 員	561 人	615 人	659 人	658 人	—
両 方 会 員	19 人	19 人	20 人	14 人	—
活 動 件 数	1,935 件	1,828 件	1,527 件	1,251 件	—

【二一ズ量の実績と見込み】



【今後の方向性】

提供会員の増員・育成を図り、現状ある利用者のニーズに柔軟に対応していきます。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		1,082人日	935人日	809人日	699人日	605人日
確保 方策	提供量	1,082人日	935人日	809人日	699人日	605人日
	実施 箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
過不足 (確保方策-量の見込み)		0	0	0	0	0

(8) 利用者支援事業

【事業内容】

一人一人の子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等、又は妊娠している方がその選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的とします。

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

具体的には次の業務を行います。

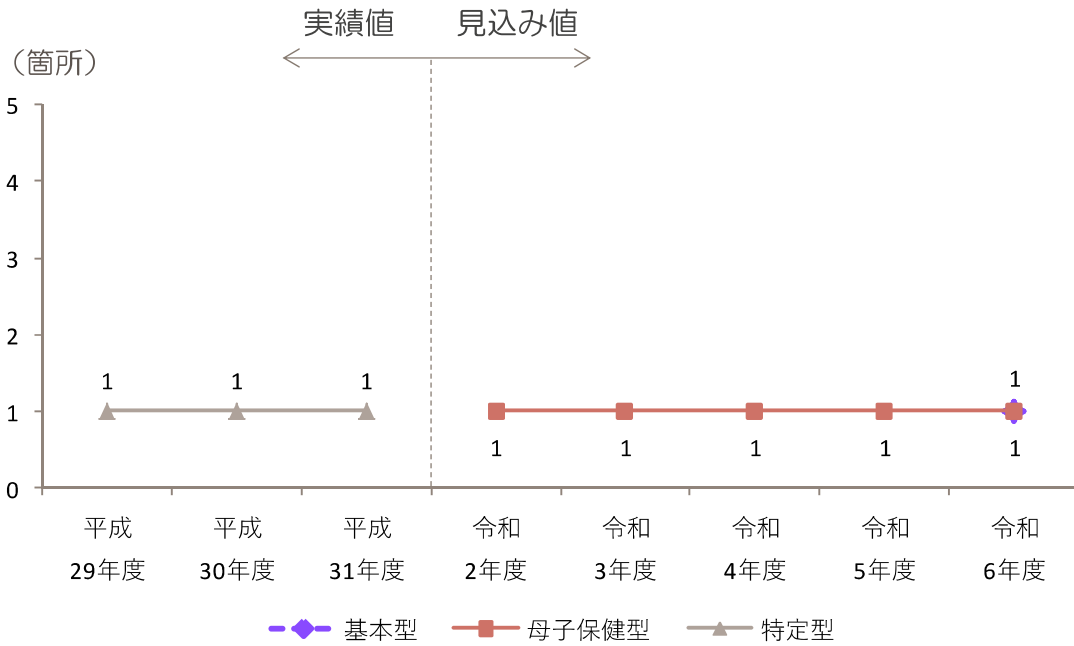
- ① 利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう実施します。
- ② 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等に努めます。
- ③ 本事業の実施に当たり、リーフレットその他の広告媒体を活用し、積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス利用者に周知を図ります。
- ④ その他事業を円滑にするための必要な諸業務を行います。

【現状】

当初計画では平成30年度より「基本型」の展開を計画していましたが、「特定型」として子育て家庭から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援を行っています。しかし、専門研修を受けた専任職員の配置ができていないため、職員の養成が必要となっています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
特定型	1	1	1	1	1

【二一ズ量の実績と見込み】



【今後の方向性】

平成31年度に福祉部（健康推進課）で「母子保健型」を開設したため、周知及び連携の強化に努めます。

また、専門研修を受けた専任職員の配置ができるように努めます。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
確保策	基本型	—	—	—	—	1箇所
	特定型	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	母子保健型	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

(9) 妊婦健康診査

【事業内容】

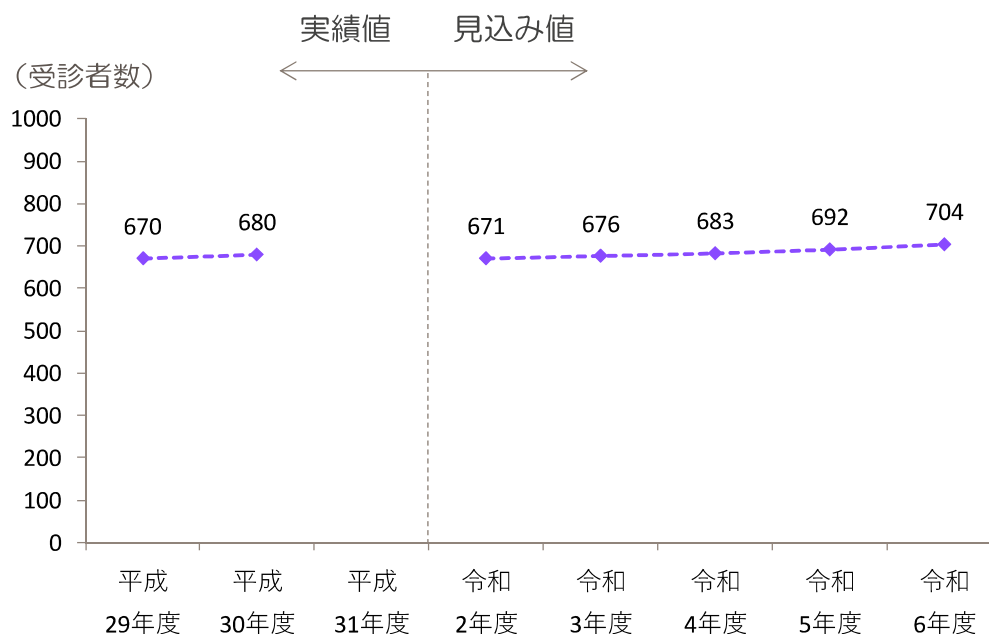
母子保健法第 13 条に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業です。

【現状】

一人の妊婦に対して 14 枚の妊婦健康診査受診票を発行しており、県内の医療機関に委託しています。県外の医療機関・助産所での受診に対しても、助成金対応し、安心して出産ができる体制をとっています。また、妊婦健康診査の結果、貧血の割合が高いため、妊婦学級で食事の話を取り入れています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
健康診査数	659 人	659 人	670 人	680 人	-

【二一ズ量の実績と見込み】



【今後の方向性】

妊婦健康診査結果を把握しながら、妊婦学級の内容の検討に努めます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量 の 見 込 み	671 人	676 人	683 人	692 人	704 人
確 保 方 策 (実 施 体 制)	実施場所：全国医療機関及び助産所 実施体制：委託、償還払い 健診時期：妊娠期間 検査項目；国が定める基本的な妊婦健康診査項目 (基本健康診査・初回血液検査・子宮頸がん検査・超音波検査・クラミジア抗原検査・貧血検査・血糖検査。GBS 検査 (B 群溶血性) 連鎖球菌検査))				

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業内容】

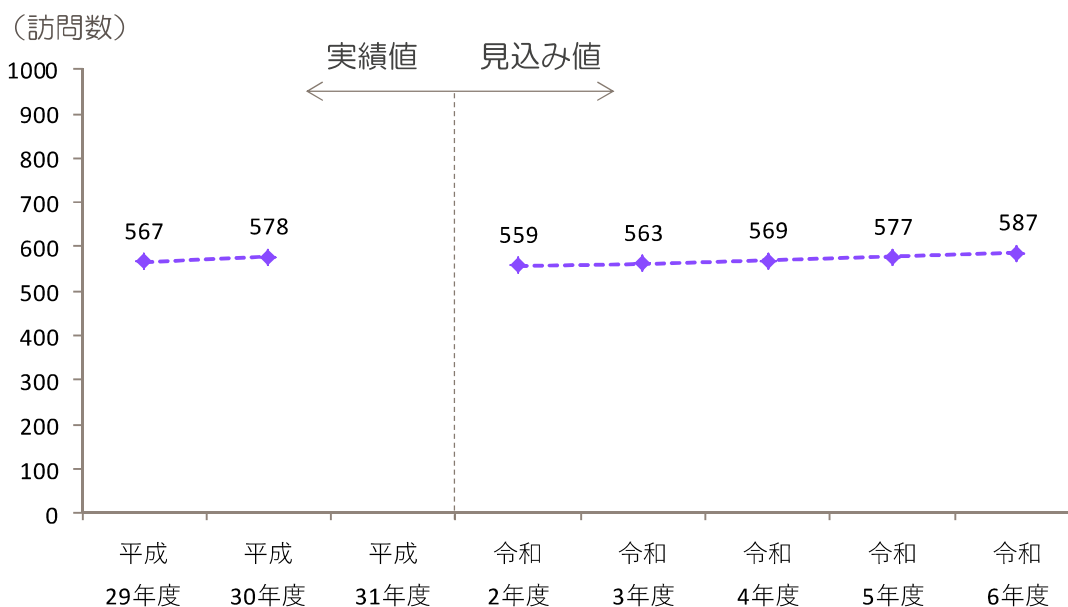
生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況並びに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

【現状】

標準的には、生後2か月～3か月児を訪問時期とし、出生面談で把握した情報・状況等、支援の必要性に応じて早期に訪問しています。訪問者は主に助産師ですが、必要に応じて保健師も同行訪問し状況の把握を行っています。長期の里帰りについては、里帰り先に訪問依頼を出しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
出生数	662人	575人	565人	587人	-
訪問数	613人	561人	567人	578人	-

【二一ズ量の実績と見込み】



【今後の方向性】

今後においても専門職による家庭訪問によって、全乳児及び保護者の心身の状態を把握し、各関係機関と連携しサービスを提供していきます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量 の 見 込 み	559 人	563 人	569 人	577 人	587 人
確 保 方 策 (実 施 体 制)	実施体制：助産師 7 人 実施機関：健康推進課				

(11) 子育て世代包括支援センターの開設

【事業内容】

母子保健法第22条に基づき、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、専門職（保健師、助産師等）が相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を行います。

【現状】

妊娠期から子育て期の不安や悩みを相談できる場所として、令和元年9月に健康推進課内に開設しました。母子健康手帳の交付及び出生時面談は専門職（助産師や保健師）による個別面談を実施し、情報収集から支援へ事業展開をしています。面談時に「セルフプラン」の作成を加え、妊産婦・乳児の状況やニーズに応じた情報提供や助言を行っています。

具体的には次の業務を行います。

- ① 妊産婦・乳幼児の実情を把握すること
- ② 妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行うこと
- ③ 支援プランを策定すること
- ④ 保健・医療・福祉の関係機関との連絡調整を行うこと

【今後の方向性】

専門職による相談窓口を明確化することにより、子育ての不安等を軽減し、家庭や地域での日々の暮らしの中で行われる子育てを支援していきます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
支援（セルフ）プランの作成	1,100件	1,100件	1,100件	1,100件	1,100件
確保方策 （実施体制）	実施体制：相談員2人 実施機関：健康推進課				

(12) 養育支援訪問事業

【事業内容】

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行います。

【現状】

<相談指導・助言>

妊娠期から心配のある妊婦や虐待リスクの疑われる家庭、疾患や低体重で生まれた児を中心に相談・助言を行っています。

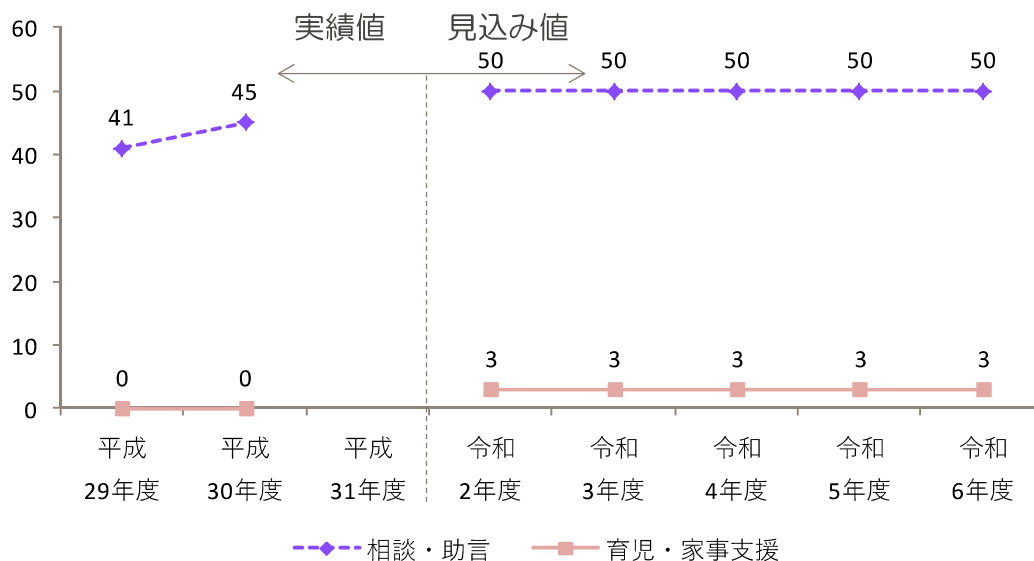
<育児支援ヘルパー派遣>

育児支援の必要性がありそうな方に事業の説明、勧奨をしていますが、知人等の助けがあるなど、支援不要と言われる方がほとんどという状況になっています。そのため、引き続き、保健師の乳児家庭全戸訪問等と連携・調整しながら、支援が必要な方の把握が必要です。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
相談・助言 (件数)	30 人	28 人	41 人	45 人	-
育児・家事支援 (件数)	0 人	0 人	0 人	0 人	-

(件数)

【ニーズ量の実績と見込み】



【今後の方向性】

相談指導・助言については、母子健康手帳の交付時から、支援が必要な人の把握を行っていきます。養育支援訪問等のサービスが必要な家庭については、福祉生活課と連携を図っていきます。

育児支援ヘルパー派遣については、関係機関と連携・調整し、妊娠期より支援が必要な母親を早期に把握し、積極的な事業に取り組んでいきます。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量 の 見込み	相談・助言 (件数)	50人	50人	50人	50人	50人
	育児・家事支援 (件数)	3人	3人	3人	3人	3人
確保方策 (実施体制)		実施体制：訪問支援員9人 実施機関：福祉生活課				

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業内容】

教育・保育施設等の利用者負担額については、自治体の条例・規則により設定されることとされていますが、施設によっては、実費徴収等の上乗せ徴収を行う場合が想定されています。日用品・文房具等必要な物品の購入に要する費用や、行事への参加に要する費用等の実費負担の部分について、公費による補助を行う事業です。

【現状】

幼児教育・保育の無償化に伴い、給食費（副食材料費）の取り扱いが変更され、本事業の対象者が見直されました。それに伴い、新制度に移行していない幼稚園在園児の一定所得未満の世帯に対して、実費徴収された給食費（副食材料費）を助成します。

また、保育施設利用者の実費徴収分に係る補助は行っていません。施設に対しては、市独自の補助事業として運営費の上乗せ補助を実施して援助しています。

【今後の方向性】

幼児教育・保育無償化事業により、3歳以上の保護者への経済的負担は軽減されるものと思われまます。